

令和3年10月

自動車特定整備事業者 殿

九州運輸局鹿児島運輸支局長

一般
社団法人 鹿児島県自動車整備振興会長

令和3年度 整備主任者（法令研修）・自動車検査員（定期研修） 実施方法変更のご案内

鹿児島県の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数に関しては、現在、落ち着きを取り戻しつつあるようですが、現時点においても新たな変異株が確認されている等、予断を許さない状況です。

現在の状況を踏まえ、今年度開催を予定しておりました標記研修会について、集合による研修時の感染を防止するため、各事業場での自主学習とすることといたしました。

開催直前の変更となり大変申し訳ございませんが、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、各事業場での自主学習の実施方法については下記を参照願います。

1. 研修対象者

（1）整備主任者

- ・整備主任者に選任されている者
- ・整備主任者として1年以上の経験があり、直近にて自動車検査員教習受講予定者

（2）自動車検査員

- ・自動車検査員として選任されている、または、有資格者で受講を希望する者

2. 研修場所

- ・原則として選任されている事業場

3. 研修内容

- ・4. の研修教材を使用し、整備主任者2時間以上、自動車検査員3時間以上の自主学習を実施すること

4. 研修教材

- ・「令和3年度版最近改正された法令・通達集（整備事業編）」
- ・「整備主任者（検査員）研修資料 法令研修 令和3年度版（九州共通教材）」

※上記教材の入手方法は、案内1を参照すること

5. 研修日時及び報告期限

- ・案内2を参照すること

6. 実施報告

- ・**報告書様式（別紙1・2のとおり）**